# 8 法・条例に基づく届出件数等

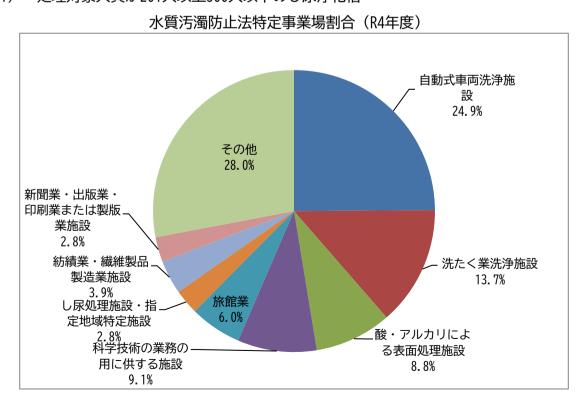
### (1) 水質汚濁防止法による特定事業場数

(令和5年	E3月	31 <del>□ 1</del>	現在)
( 13/TUJ-	ヒンノコ・	J I 🎞 🤈	ソレコエノ

(1) 小貝/河側が止ぶによる付止事業場的	λ
種類類	計
畜産農業・サービス業	1
畜産食料品製造業施設	3
水産食料品製造施設	1
小麦粉製造業施設	1
パン・菓子製造・製あん業施設	1
飲料製造業施設	3
有機質肥料製造施設	2
動植物油脂製造業	1
めん類製造業施設	6
豆腐・煮まめ製造業施設	9
冷凍調理食品製造業施設	3
紡績業・繊維製品製造業施設	15
新聞業・出版業・印刷業または製版業施設	11
無機化学工業製品製造業施設	2
<b>発酵工業施設</b>	1
医薬品製造業施設	5
ガラス製品製造業施設	6
生コンクリート製造業施設	4
砕石業施設	3
非鉄金製造業施設	1
金属製品製造業・機械器具製造業施設	9

(ロボリナンプンログ	山上/
種類	計
水道施設	1
酸・アルカリによる表面処理施設	34
電気めっき施設	3
旅館業	23
共同調理場に設置されるちゅう房施設	4
弁当仕出屋または弁当製造業	1
飲食店に設置されるちゅう房施設	7
料亭等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
洗たく業洗浄施設	53
自動式フィルム現像洗浄施設	8
病院	11
自動車分解整備事業洗車施設	4
自動式車両洗浄施設	96
科学技術の業務の用に供する施設	35
一般廃棄物処理施設	1
産業廃棄物処理施設	1
トリクロロエチレン等による洗浄施設	3
し尿処理施設	4
下水道終末処理施設	1
指定地域特定施設(注1)	7
合計	386

## (注1) …処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽



# (2) 水質汚濁防止法に基づく届出

種類	件数
設置届	15
使用届	0
構造等変更届	10
廃止届	20
汚濁負荷量測定手法届	0
氏名等変更届	41
承継届	5

## (3) 大気汚染防止法に基づく届出

### ア 各種届出件数

種類	年度	H30	R1	R2	R3	R4
発生施設	設置届	6	6	3	6	7
ばい煙	使用届	4	0	0	0	0
一般粉じん	構造等変更届	1	1	1	0	1
特定粉じん	廃止届	10	9	7	6	11
揮発性有機化合物	承継届	0	0	0	0	0
水銀	氏名等変更届	22	18	12	14	26
通知(電気事業法に基づく届)		29	17	44	22	41
通知(ガス事業法に基づく届)		0	0	0	0	0
特定粉じん排出等作業実施届		67	50	41	13	12

## イ 事業所数

## (令和5年3月31日現在)

	工場	事業場
ばい煙発生施設	16	42
事業法に基づくばい煙発生施設	15	140
一般粉じん発生施設	10	2
特定粉じん発生施設	0	0
揮発性有機化合物排出施設	0	0
水銀排出施設	0	3

## (4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出

### ア 各種届出件数

• =====================================					
年度 種類	H30	R1	R2	R3	R4
設置届	0	1	0	0	0
構造等変更届	0	0	0	1	1
廃止届	0	0	4	0	1
承継届	0	0	0	0	0
氏名等変更届	2	1	2	4	3

## イ 事業場数

## (令和5年3月31日現在)

	大気施設	排水施設
事業場	11	3

## (5) 騒音規制法に基づく届出

### 各種届出件数

## 特定施設数

### R4 年度

(令和5年3月31日現在)

種類	件数
設置届	5
使用届	0
数等変更届	6
氏名等変更届	46
使用全廃届	17
承継届	11
合計	85

数量	施設の種類	数量
713	木材加工機械	103
2,782	抄紙機	0
62	印刷機械	368
1,328	合成樹脂用射出成形機	503
6	鋳型造型機	1
21	合計	5,887
	713 2, 782 62 1, 328 6	713 木材加工機械 2,782 抄紙機 62 印刷機械 1,328 合成樹脂用射出成形機 6 鋳型造型機

### 特定建設作業の届出数

THE CENT NOT ALL				
月	件数	月	件数	
4月	7	10 月	16	
5月	7	11月	8	
6月	26	12 月	17	
7月	16	1月	6	
8月	12	2月	11	
9月	9	3月	21	
	_	合計	156	

## (6)振動規制法に基づく届出

### 各種届出件数

### 特定施設数

### R4 年度

(令和	5年	3月	31	日現在)

種類	件数
設置届	3
使用届	0
数等変更届	5
氏名等変更届	29
使用全廃届	8
承継届	4
合計	49

施設の種類	数量
金属加工機械	1, 104
圧縮機	656
土石用破砕機等	65
織機	528
コンクリートブロックマシン等	0
木材加工機械	3
印刷機械	137
ゴム練用または合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	387
鋳型造型機	1
合計	2,881

### 特定建設作業の届出数

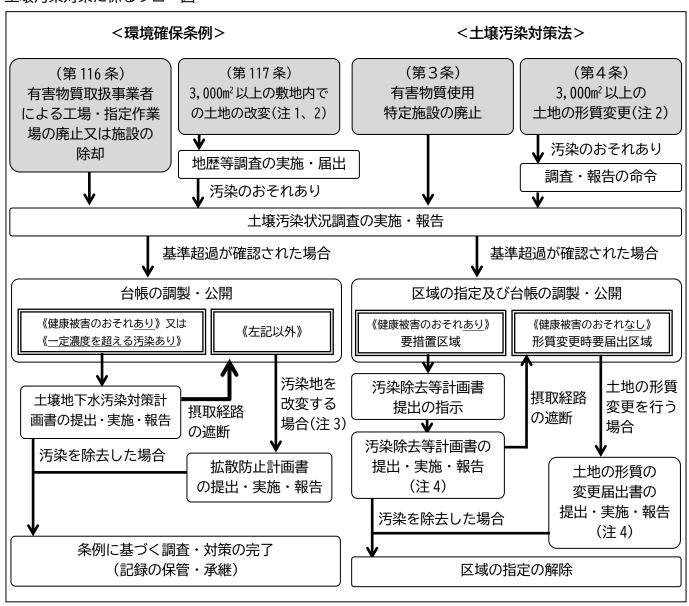
月	件数	月	件数
4月	7	10月	14
5月	3	11月	7
6月	20	12月	12
7月	8	1月	4
8月	9	2月	10
9月	7	3月	17
		合計	118

#### (7)土壌汚染対策調査実施件数

調査実施件数

	種類		D健康と安全 する条例( <sup>現</sup>				土壌汚ែ		
í	丰度	条例 116 条	条例 116 条 猶予	条 対策・拡散 対策・拡散 法3条 防止計画書 防止完了届		法3条 ただし書	法4条	法14条	
	R2	11	0	1	3	3	3	4	1
	R3	13	1	1	1	3	1	3	0
	R4	2	3	2	2	3	5	4	0

#### 土壌汚染対策に係るフロー図



- ※注1:相談や届出に関する受付窓口は、東京都多摩環境事務所環境改善課。
- ※注2:有害物質使用特定施設を設置する工場等における900㎡以上の土地の形質変更についても対象となる。
- ※注 3:3000 ㎡以上の敷地内での土地の改変の場合は、健康被害の有無等に関わらず、拡散防止計画書を作成 する。
- ※注4:区域外に汚染土壌を搬出する場合には、「汚染土壌の区域外搬出届出書」の提出が必要。

## 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件				
カドミウノ	検液1Lにつき 0.003 mg以下であり、かつ、農用地において				
カドミウム 	は、米 1kg につき 0.4 mg以下であること。				
全シアン	検液中に検出されないこと。				
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。				
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。				
六価クロム	検液1Lにつき 0.05 mg以下であること。				
TH. (41) =	検液1Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限				
砒(ひ)素	る。)においては、土壌 1kg につき 15 mg未満であること。				
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg以下であること。				
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。				
PCB	検液中に検出されないこと。				
ΔEI	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125 mg未				
銅	満であること。				
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg以下であること。				
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg以下であること。				
クロロエチレン(別名塩化ビニ	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。				
ル又は塩化ビニルモノマー)	快放 TEIC JO 0.002 IIIIg以下であること。				
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。				
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。				
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg以下であること。				
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。				
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。				
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。				
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。				
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。				
チウラム	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。				
シマジン	検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。				
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg以下であること。				
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。				
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg以下であること。				
ふっ素	検液1Lにつき 0.8 mg以下であること。				
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。				
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg以下であること。				

## (8) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可及び届出件数

### 工場設置認可及び変更認可件数の推移

種類			年度	H30	R1	R2	R3	R4
設	置	認	可	11	10	6	12	15
変	更	認	可	14	14	13	9	15

### 指定作業場の各種届出件数の推移

種類		年度	H30	R1	R2	R3	R4
設	置	届	23	17	17	13	17
変	更	届	11	15	15	10	11
承	継	届	5	7	9	9	13
氏 名	等 変	更届	53	102	54	65	81
廃	止	届	37	14	18	10	14

### 工場の各種届出件数の推移

種類		年度	H30	R1	R2	R3	R4
完	成	届	16	11	20	19	17
廃	止	届	48	16	29	28	34
承	継	届	19	14	8	17	21
氏名	氏名等変更届			48	36	57	72
事故届等			5	0	0	0	0
特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律			12	7	5	4	2

## 地下水揚水施設

### (令和5年3月31日現在)

区分	工場	指定作業場	その他	合計
事業場数	49	71	68	188
井戸本数	70	92	78	240